

[事案 23-255] 損害賠償請求

・平成 24 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

税務に関する説明義務違反があったとして、納税額を損害とする損害賠償を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 2 月頃、資金が入用となり、本契約の解約を申し出たが、担当者からは、保障が残せるので解約より貸付がよいと勧められ、7000 万円余の契約者貸付を受けた。その際、妻が担当者に対し、契約者貸付を選択した場合に「支払いは一切ありませんか」との質問をしたが、経済的負担は一切ないと説明され、税金の負担については説明されなかった。しかし、本契約がオーバーローンで失効したのに伴い、一時所得課税が発生することとなった。よって、担当者による説明義務違反があり、失効以外に経済的負担は一切ないと断定的な情報を提供し、申立人が税務に関する知識を取得する機会を奪ったことから、納税額について損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約を解約した場合と契約者貸付を受ける場合の双方に関し契約者の合理的判断に必要な事項について十分な説明をしている。これを超えて、契約者貸付制度と無関係な課税関係について、信義則上何らかの説明義務を負うことはない。
- (2) 失効以外に経済的負担は一切ないと断定的な情報はしておらず、申立人が税務に関する知識を取得する機会を奪ったような事情はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容に基づき審理した結果、下記のとおり申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 説明義務違反について

保険会社が説明義務を負う重要な事項が何であるかは、保険契約の内容や態様によって異なる。本件では、契約者貸付について説明するに当たり、課税上の取扱いが重要な事項といえるかが問題となるが、一般に、保険契約に関しては、当該保険契約の固有の内容が説明義務の対象になるといえ、節税も加入の目的とするような場合は別として、課税上の取扱いは保険契約の固有の内容とはいえない。また、一時所得に対し課税が問題になることは一般に知られている事実であることも踏まえると、本件の課税上の取扱いは重要な事項とはいえ保険会社に説明義務はない。

もっとも、重要な事項にあたらなくても、契約者より説明を求められた事項については

説明義務があるといえるが、申立人の妻の質問が、課税上の取扱いの説明まで求めたものといえるかが問題となる。この点について、担当者は、申立人の妻の質問の趣旨を、契約者貸付の元利金の返済に新たな資金が必要かを質問されたものと理解した旨を陳述しているが、契約者貸付の説明の際に質問された「支払い」の用語の解釈としては、貸付元利金の支払いを想定するのが通常といえるので、担当者が税金の負担まで想定しないことはやむを得ないことといえる。よって、説明義務違反があったと認定することはできない。

2. 断定的情報の提供について

申立人の妻は、前記の質問に対し、担当者より、「数年後に保険が失効してしまうことが起こるが、他には何の支払いもありません」と説明された旨を陳述しているが、担当者は、貸付元利金の合計が契約消滅時に精算される旨を説明したと陳述しているため、双方の陳述は対立しており、申立人の妻の陳述どおりの説明がなされたか否かについては真偽不明の状態にあると言わざるを得ない。よって、担当者が、失効以外に経済的負担は一切ないと断定的な情報を提供したと認めることはできない。